

札幌市地域自立支援協議会南区地域部会規約

第1条（目的）

札幌市地域自立支援協議会南区地域部会（以下「南区地域部会」という。）は、札幌市地域自立支援協議会（以下「全体会」という。）の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事業所、行政機関、その他南区内の様々な事業者との連携のもとに、障がい児者を含む全ての南区民が、障がいに関わらず、互いに理解し合いながら共生できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

なお、当該規約にある「障がい児者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等、年齢や手帳の有無に関わらず、あらゆる障がい児及び障がい者を指す。

第2条（活動内容）

1 南区地域部会は、次の活動を行うものとする。

- (1) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
- (2) 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
- (3) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
- (4) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
- (5) 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
- (6) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
- (7) 南区の課題を解決するための、札幌市への施策提言
- (8) その他、目的達成に必要な活動

2 南区地域部会は、障がい福祉以外の機関、事業所、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に務める。

3 必要に応じて、専門部会を設けることができる。

第3条（構成員）

南区地域部会は次をもって、構成される。

- ① 南区地域部会会員
- ② 南区地域部会運営委員会（運営委員）
- ③ 南区地域部会専門部会（専門部会員）
- ④ 南区地域部会事務局（事務局員）

1、南区地域部会会員

南区地域部会会員は、次に掲げる者のうち、南区地域部会の目的に賛同する個人または団体で構成される。就任及び退任については、南区地域部会事務局への報告をもって行われる。

- (1) 障がい児者や家族
- (2) 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者（旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所を含む）
- (3) 区内に拠点があり、障がい福祉に関連する福祉施設または事業者
- (4) 区を担当地域とする相談支援事業者
- (5) 区内に居住する障がい当事者または区内で活動する障がい者団体
- (6) 区保健福祉部保健福祉課
- (7) 区社会福祉協議会
- (8) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で委員が適当と認める者

二、南区地域部会会員の責務

- (1) 南区地域部会の活動に、主体的、建設的な意見表明を行う。
- (2) 南区地域部会の活動に積極的に参画する。

2、南区地域部会運営委員会（運営委員）

南区地域部会運営委員会は、南区地域部会会員のなかから南区地域部会運営委員会の活動に参加希望する者、10～20名前後（南区地域部会運営委員）をもって構成する。

二、南区地域部会運営委員会には部会長一名、副部会長複数名を置くことができる。部会長は南区地域部会を代表し、札幌市自立支援協議会に参加する。

三、南区地域部会運営委員会の職務

- (1) 南区地域部会の運営の方向性を提示する。

(2) 南区地域部会の第 2 条の活動に関して、会員とともに活動を行う。

(3) 南区地域部会会員の入退会に関して事務局より報告を受ける。

(4) 各専門部会、または運営委員会自身が事務局に要請したプロジェクトチームの設置に関し、事務局から報告を受け必要な助言、判断を行う。

3、南区地域部会専門部会（専門部会委員）

南区地域部会運営委員会は、南区地域部会会員のなかから専門部会の活動に参加希望する者、5~10 名前後（専門部会委員）をもって南区地域部会専門部会を構成することができる。

二、それぞれの専門部会には、部会長、副部会長を置くことができる。

三、南区地域部会専門部会には、南区地域部会運営委員が一名以上参加するものとする。

四、専門部会の設置、廃止は運営委員会にて決定する。

五、各専門部会委員の承認は、地域部会会員の希望、当該専門部会の承認に基づき運営委員会に報告され決定する。

六、南区地域部会専門部会の責務

(1) 第 2 条を遂行するために必要な専門的な事項を審議し、南区地域部会運営委員会に答申する。

4、南区地域部会事務局（事務局員）

南区地域部会事務局は、南区地域部会会員のなかから南区地域部会事務局の活動に参加希望する者及び、南区役所担当係員 1 名以上、南区内の札幌市委託相談支援事業所各所より各一名以上、南区地域部会部会長、南区地域部会専門部会より部会長または副部会長 1 名をもって構成される。

二、南区地域部会事務局の職務

(1) 南区地域部会事務局は、南区地域部会運営委員会が円滑に機能するようその運営を補佐する。

(2) 南区地域部会会員の入退会に関して承認し、運営委員会に報告する。

(3) 各専門部会、運営委員会から要請のあったプロジェクトチームの設置に関し、必要な活動を行い、その結果を運営委員会に報告する。

5、任期

南区地域部会運営委員、南区地域部会専門部会委員、南区地域部会事務局の任期は、2 年間とする。ただし、設立時の委員の任期にあつては、平成 22 年 12 月 3 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。再任は妨げない。

第 4 条（全体会への報告）

南区地域部会の活動内容については、定期的に札幌市全体会へ報告するものとする。

第 5 条（その他）

この規約に定めるもののほか必要な事項は、南区地域部会における協議により定めることとする。

附 則 この規約は、平成 22 年 12 月 3 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 23 年 1 月 14 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。